

各種奨学団体奨学生 募集一覧表（直接民間団体等へ申請する奨学金）の詳細

奨学団体名	【2-92】 一般財団法人RESTART JAPAN財団
給付/貸与	給付
支給金額/貸与金額	年額360,000円
採用人数	全国で10名程度
対象学生の課程・学年	学部生
対象学生等応募資格	<p>当財団の奨学生となる者は、次の各号のいずれにも該当しなければなりません。</p> <p>① 応募年の4月1日時点において22歳以下であること。 ② 日本国籍を有し、日本国内の高等学校、専門学校又は大学に在籍していること。 ③ ポピュラー音楽、クラシック音楽その他これらに類する音楽分野において、演奏、歌唱、創作その他の音楽活動に取り組んでいる者であること。なお、音楽分野は、ジャンルを問わずボーカル、器楽演奏、作作曲、編曲その他これらに準ずる実演・創作活動を含むものとする。 ④ 学業に意欲があり、かつ経済的理由により、修学又は音楽活動の継続に支援を必要とすること。 ⑤ 給付期間すべてに在籍していること（休学は除く） ⑥ 志願者が応募年4月1日の時点で18歳未満の未成年の場合、保護者（※血縁の有無を問わない）の合意が得られていること ※血縁関係のない保護者：里親（児童福祉法に基づく）、法定後見人（未成年後見人等）、児童養護施設等の職員等 ⑦ 学業成績が優秀であること（下記のいずれかに該当すること） ア. 大学生、専門学校生（在校生）の場合、大学・専門学校入学時から直近までの学業成績において、GPA(平均成績)が2.4以上であること イ. 大学生、専門学校生（新入生）の場合、高等学校3年生時における評定平均が3.5以上であること ウ. 高等学校生（在校生）の場合、前学年時における評定平均が3.5以上であること エ. 高等学校生（新入生）の場合、中学校3年生時の成績に基づく5教科（国語・数学・英語・理科・社会）の評定より算出した代替指標の数値が3.0以上であること オ. 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること</p>
奨学生の義務	<p>（生活状況（中間）報告書及び終了報告書） 奨学金受給中に1回、生活状況（中間）報告書（指定書式）により学生生活等の経過報告を行ってください。受給期間が終了したときは、終了後1か月以内に、終了報告書（指定書式）を提出して下さい。 生活状況（中間）報告書又は終了報告書の提出がない場合は、給付済み奨学金の一部または全額の返還を求めることがあります。</p> <p>また、提出いただいた内容の一部を個人情報特定されない形にて当財団の活動報告としてHPに掲載させていただくことがあります。</p>
応募方法	応募フォームより申請
応募の詳細	<p>財団HPから募集要項や申請書類等を確認してください。</p> <p>募集要項 - 一般財団法人RESTART JAPAN 財団</p>
応募期間	2026年5月18日（月）～2026年6月30日（火）当日必着
問い合わせ先	<p><応募先> 〒106-0031 東京都港区西麻布3丁目15-9 一般財団法人RESTART JAPAN財団事務局宛 【お問い合わせ先】 財団ホームページの「お問い合わせフォーム」よりお願いします。</p>